

## 飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金（第14弾）の 申請受付開始等について

千葉県感染拡大防止対策協力金（第14弾：要請期間は令和3年10月1日から10月24日）につきまして、令和3年10月25日から申請受付を開始することとしましたので、お知らせします。

### 1 申請受付

【方 法】 オンラインまたは郵送

【受付期間】 令和3年10月25日（月）～令和3年12月10日（金）

※千葉県感染拡大防止対策協力金（第14弾）の概要は別紙のとおりです。

※協力金の制度の詳細は、ポータルサイトに掲載する申請要領を御確認ください。

### 2 専用ポータルサイト

【名 称】 千葉県感染拡大防止対策協力金特設サイト

【アドレス】 <https://chiba-kyouryokukin.com/>

### 3 オンライン申請について

- ・10月25日正午からオンライン申請ができます。
- ・オンライン申請の場合、マイページ登録が必須となります。
- ・マイページを事前に登録することにより、スムーズにオンライン申請することが可能です。なお、マイページはいつでも登録可能です。
- ・既にマイページ登録している場合、改めて登録する必要はありません。
- ・マイページ登録やオンライン申請は上記のアドレスにアクセス後、第14弾ページへのリンクを選択してください。

### 4 郵送申請について

- ・郵送の場合12月10日までの消印有効です。
- ・申請手続等を定めた「申請要領・様式」は、10月21日午後から市区町村役場、商工会及び商工会議所等で入手いただけます。

### 5 お問い合わせ先

【名 称】 千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター

【電話番号】 0570-003894（第1弾から第13弾までと共通）

【受付時間】 午前9時から午後6時まで

（土・日・祝日含む。ただし、令和4年1月1日～1月3日を除く。）

## 千葉県感染拡大防止対策協力金（第14弾）の概要

### 1 協力金の概要

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県からの営業時間短縮等の要請に御協力いただいた飲食店に対し、事業規模に応じた協力金を店舗ごとに支給する。

### 2 対象要件（全期間共通）

- 千葉県内で飲食店を運営する事業者（個人事業主を含む）
- 県からの要請に基づき行った営業時間短縮等の協力開始日より前から、必要な食品衛生法にかかる営業許可を取得のうえ営業していること。
- 県からの要請に協力し、営業時間の短縮等を行ったこと（終日休業を含む）。
- 対象期間において、県が要請する感染防止対策を実施すること。

### 3 第14弾の概要（時短要請期間：令和3年10月1日～令和3年10月24日）

#### (1) 対象事業者

要請期間中、営業時間短縮等の要請に応じていただいた、県内で飲食店を運営する事業者等

#### (2) 主な支給要件及び支給額

#### 【千葉県飲食店感染防止基本対策確認店】※以下、「確認店」という

##### ① 主な支給要件

- ・21時から翌朝5時まで営業自粛すること。
- ・基本的な感染対策を継続、遵守すること。
- ・飲食を主とする店舗及び結婚式場でのカラオケ設備の利用を自粛すること。
- ・酒類の提供は11時から20時までとすること。
- ・同一グループ・同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内とすること。  
(同居家族・乳幼児及び介助者を除く)
- ・同一グループ・同一テーブルは原則4人以内である旨の掲示をし、店内に周知すること。
- ・要請期間中（10月1日から10月24日）に確認店となる店舗については、確認店になる前日までの間、【千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店（以下、「認証店」という）、確認店以外の店舗】の支給要件を遵守すること。

##### ② 支給額

以下の区分に応じて算定した日額×24日分

10月1日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、10月6日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から10月24日までの日数分を支給します。

#### 【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（※1）

8万3,333円以下の店舗	2.5万円
8万3,333円超～25万円以下の店舗	1日あたりの売上高×0.3
25万円超の店舗	7.5万円

1店舗あたり60万円から180万円（全期間御協力いただいた場合）

#### 【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（※2）×0.4  
(上限額は、20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額)

1店舗あたり最大480万円（全期間御協力いただいた場合）

## 【認証店、確認店以外の店舗】

### ①主な支給要件

- ・酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込み含む）を自粛すること。
- ・20時から翌朝5時まで営業自粛すること。
- ・以下の感染防止対策を徹底すること。
  - 換気の徹底
  - アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
  - 手指消毒の徹底
  - 食事中以外のマスク着用の推奨
- ・飲食を主とする店舗及び結婚式場でのカラオケ設備の利用を自粛すること。
- ・同一グループ・同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内とすること。  
（同居家族・乳幼児及び介助者を除く）
- ・同一グループ・同一テーブルは原則4人以内である旨の掲示をし、店内に周知すること。

### ②支給額

以下の区分に応じて算定した日額×24日分

10月1日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、10月6日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から10月24日までの日数分を支給します。

### 【中小企業】

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高（※1）

8万3,333円以下の店舗	2.5万円
8万3,333円超～25万円以下の店舗	1日あたりの売上高×0.3
25万円超の店舗	7.5万円

1店舗あたり60万円から180万円（全期間御協力いただいた場合）

### 【大企業】※中小企業も選択可能

前年度又は前々年度からの1日あたりの飲食部門の売上高の減少額（※2）×0.4  
（上限額は、20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額）

1店舗あたり最大480万円（全期間御協力いただいた場合）

※1 「1日あたりの売上高」の計算方法

令和元年又は令和2年10月の飲食部門の売上高の合計額÷31日

※2 「1日あたりの飲食部門の売上高の減少額」の計算方法

（令和元年又は令和2年10月の売上高の合計額（10月1日～10月24日分）－令和3年10月の売上高（10月1日～10月24日分）の合計額）÷24日

※上記計算方法のほか、以下の方法で申請いただくことも可能です。

令和3年10月の飲食部門の売上高の合計額が1か月分確定してから申請する場合

（令和元年又は令和2年10月の売上高の合計額－令和3年10月の売上高の合計額）÷31日

## 【千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店】

本県独自の厳しい基準を満たした認証店については、「営業時間短縮」、「酒類提供の自粛」の要請は行いません。

このため、認証店は協力金の支給対象外となります。

※同一グループ・同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内としてください。

（同居家族・乳幼児及び介助者を除く）

※要請期間中（10月1日から10月24日）に認証店になった場合は、10月1日（10月6日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から）から認証店になる前日までの日数分の協力金を支給します。